

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容	児童福祉施設の設置者に対する事業の停止命令						
根拠法令等及び条項	児童福祉法第46条第4項						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="288 441 491 512">根拠条項</td> <td data-bbox="496 441 1356 512">児童福祉法第46条第4項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 519 491 607">参考事項</td> <td data-bbox="496 519 1356 607">栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の18の3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 613 491 701">設定等年月日</td> <td data-bbox="496 613 1356 701">平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更</td> </tr> </table>	根拠条項	児童福祉法第46条第4項	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の18の3	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	児童福祉法第46条第4項						
参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の18の3						
設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象 基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる児童福祉施設の設置者。</p> <p>2 処分内容 児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止を命ずる。</p>						